

第32回大阪府学校教育審議会

日 時 令和3年2月9日（火）10：00～

会 場 ホテルプリムローズ大阪 2階 鳳凰（西）

次 第

1 開 会

2 審 議

【第1部】ゲストスピーカーによるプレゼンテーション

【第2部】

1.第31回大阪府学校教育審議会における主な意見

2.第1部を受けての審議

3 閉 会

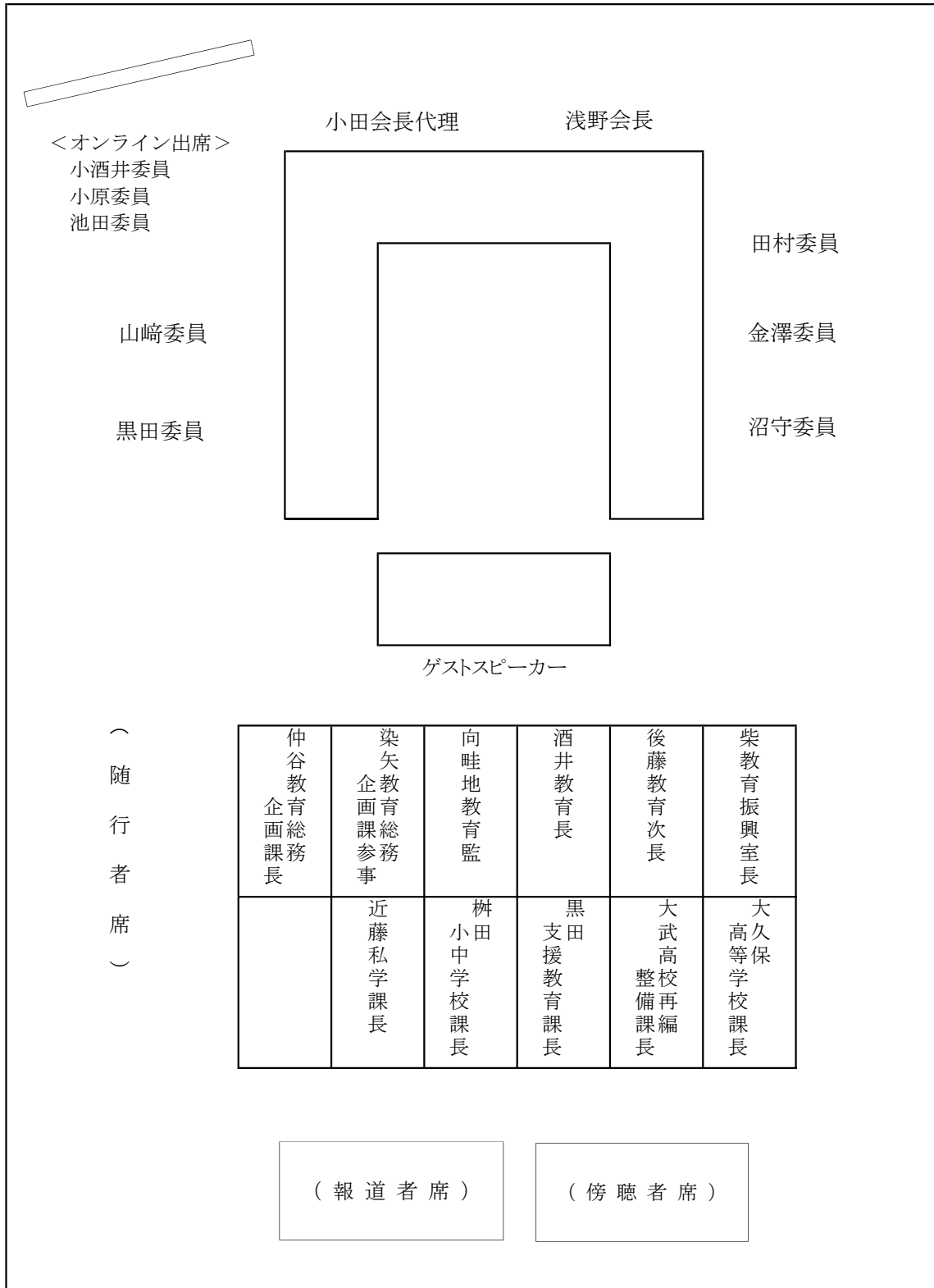
配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 第32回大阪府学校教育審議会 資料

大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

氏名	職名	分野	第32回会議
浅野 良一	兵庫教育大学大学院 教授	教育学	出席
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長	教育学	出席
田村 知子	大阪教育大学 教授	教育学	出席
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育 国際教育	出席 (オンライン)
金澤 ますみ	桃山学院大学 准教授	学校ソーシャルワーク	出席
沼守 誠也	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 総務本部長・教職教育推進本部長	教育行政	出席
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)
黒田 隆之	桃山学院大学 准教授	社会福祉	出席
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席 (オンライン)
山崎 智恵子	株式会社パソナ マイコーチ淀屋橋・難波チーム チーム長	企業関係者	出席

配席図



受 付

第32回大阪府学校教育審議会 資料

【第1部】

ゲストスピーカーによるプレゼンテーション

【第2部】

1. 第31回大阪府学校教育審議会における主な意見
2. 第1部を受けての審議

令和3年2月 大阪府教育庁

第32回大阪府学校教育審議会

【第1部】ゲストスピーカーによるプレゼンテーション

令和3年2月9日（火）

(1) 府立高校からのプレゼンテーション

「インクルーシブな学校をめざして～大阪府立松原高等学校のとりくみ～」

府立松原高校 平野 智之 校長

◆報告：10時05分～10時25分

◆意見交換：10時25分～10時45分

(2) 市町村教育委員会からのプレゼンテーション

「小中学校の状況と府立高校への期待」

太子町教育委員会教育長 勝良 憲治 様

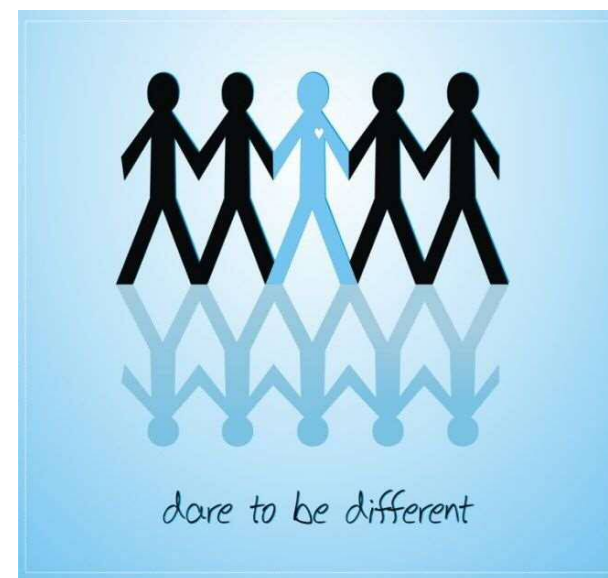
◆報告：10時45分～11時05分

◆意見交換：11時05分～11時25分

インクルーシブな学校をめざして ～大阪府立松原高等学校のとりくみ～

大阪府学校教育審議会

2021. 2. 9



報告のねらい

- すべての府立高校において「公平性」を具現化し、高校改革を進めていくために、「ともに学び、ともに育つ」教育実践をどう活かすか

【前回資料より】

- 府立高校に在籍する障がいにより修学上の配慮を要する生徒 **3174人(R2)**

- 在籍校での「個別の教育支援計画作成」割合 **97.6%(R1)**

【前回会議の主な意見より】

- インクルーシブな教育は「障がいのある子どもだけでなく、配慮を要するすべての子ども、多様な子どもに概念を拡大することが必要」

報告の項目

松原高校のインクルーシブ教育のポイント

1. 自立支援推進校の経緯－「ともに学ぶ」の原点
2. 学びの目標－個別支援と全体で自己決定力を育成
3. 仲間が仲間を育てる－「ともに学ぶ」とは
4. 校内外のネットワークで支援して自立へ
5. 通級指導教室の実践
6. まとめ

1. 松原高校における自立支援推進校の経緯

1974(S49) 松原高校 地元の願いで開校



5年

1978(S53) 交流生(「準高生」)の取り組み開始

「障がいのある仲間とともに普通高校で学びたい」
地元中学生らによる2万筆の署名によって交流開始。



22年間、生徒、保護者、地域、教員の連携で存続

2001(H13) 調査研究校開始



5年間

※ H17 学校教育審議会答申

2006(H18) 知的障がい生徒自立支援コース開始



2010～ 発達障がいのある生徒らの支援へ経験を生かす

“ともに学ぶ”の原点～40年前



2. 学びの目標－個別支援と全体で自己決定力の育成

(中学校向けリーフレットより)

☆ クラスに所属します。☆ 授業のスタイルは次の3つです。

- ① 教室で受けるサポートありの授業
- ② 教室で受けるサポートなしの授業
- ③ 別室での個別の授業（合同授業もあり）

必要に応じたサポートをしますが、自らヘルプメッセージを出すことを応援し、周囲の生徒との関係作りを目標にしています。

- ・個別支援での学びを全体で活かす
- ・「できる」「分かる」という成功体験を増やし
何が苦手かに気づく
- ・困ったときは助けをもらおう(ヘルプメッセージ)



松原高校総合学科(160の選択科目)～時間割をデザイン

<「福祉」を学ぶ 3年Aさんの場合>

	月	火	水	木	金
1	現代文	現代文	和服を知る	介護実習	日本史 A
2	日本史 A	体 育	和服を知る	介護実習	現代文
3	看護講座Ⅱ	英文読解	L H R	家庭総合	英文読解
4	看護講座Ⅱ	英語文法構文	総 合	体 育	英語文法構文
5	介護講座	ケースワーク講座	カウンセリング実習	課題研究	国語演習 C
6	介護講座	ケースワーク講座	カウンセリング実習	課題研究	国語演習 C

自立支援生Bさんの場合

一斉授業・選択授業・個別の3種類

	月	火	水	木	金
1	P 国語	現代文	P 数学	課題研究 (個別)	日本史
	日本史	体育	基礎社会	P 国語	現代文
3	美術	音楽Ⅲ	L H R	家庭総合	園芸デザイン
4	美術	音楽Ⅲ	総合	体育	園芸デザイン
5	基礎社会	グループ ワーク	漢字検定	課題研究	就労実習
6	P 数学	グループ ワーク	漢字検定	課題研究	就労実習

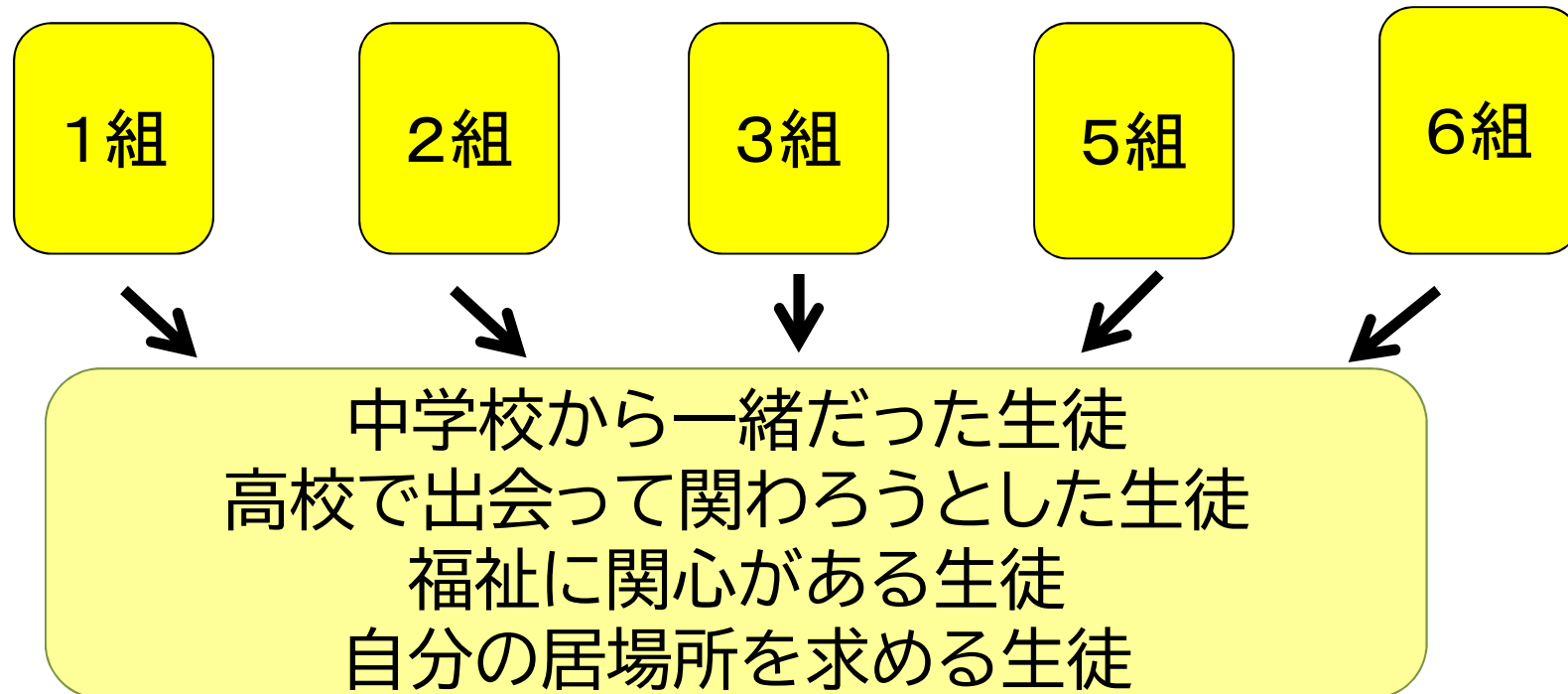
基礎学力
の育成

サポート
なし

サポート
あり

3. 仲間が仲間を育てる～ともに学ぶとは

- 40年間続く「仲間の会」(障がいのある仲間と関わる自主活動)



・活動内容

昼食会、学習会、小中への出前授業、地域ボランティア、合宿など

1年生のクラスHRで歴史を受け継ぐ取組み

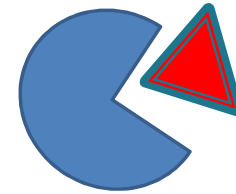


生徒、担任が5期生の取組みを再現



自立支援生保護者からの聞き取りも実施

「ともに学び、ともに育つ」生徒たちのことば



(関わった生徒たち)

- ・「3人と関わって3人の良い所を見ようとするうちに、他の子の良い所を見ようとするようになった。人の良い部分を見られる力がついた」
- ・「ありのままの自分を受け入れることが大切と思った。嬉しい時は笑い、嫌な時は嫌だと言えればいいと思えるようになった。」

(自立支援生)

- ・「僕のことを思って関わってくれる人がいることに気づき、僕も話せる勇気を持つことが出来た」
- ・「仲間の会」は楽しかった。たくさん友達に出会えた。「課題研究」ではみんなと一緒に準備して、発表を改善して「優秀発表賞」をいただくまで成長できた。

4. 校内外のネットワークで支援して自立へ

* 1、2年生でのとりくみ

(就労につながらない実習・体験)

- ・地域の職場での実習受け入れ
- ・公共施設や就労支援関係施設での実習やビジネス講座

* 3年生でのとりくみ

職場現場実習

(就労につながる実習)



自立、就労支援に向けたネットワーク

- ・教育庁支援教育課を通じた紹介
- ・大阪府商工労働部や大阪労働局「障害者職場実習受け入れ候補リスト」から
- ・本校進路保障部やコーディネーターによる開拓
→採用決定後「障がい者就業・生活支援センター」への登録、定着支援へ

R1年度 松原高校自立支援生の職場(体験)実習

計18回、延べ人数22人が参加

5. 松原高校における通級指導教室

- ・障がいに応じた特別の教育課程を実施(自校通級)
- ・50分×35回を1単位として、3年間で最大21単位の「自立活動」。(年度をまたいで単位認定可)
- ・基本は個別だが、合同学習も可能。放課後や集中授業なども可能。

講座名「ライフスキル」

～自分の特性や課題を見つめ、主体的に学ぶ～

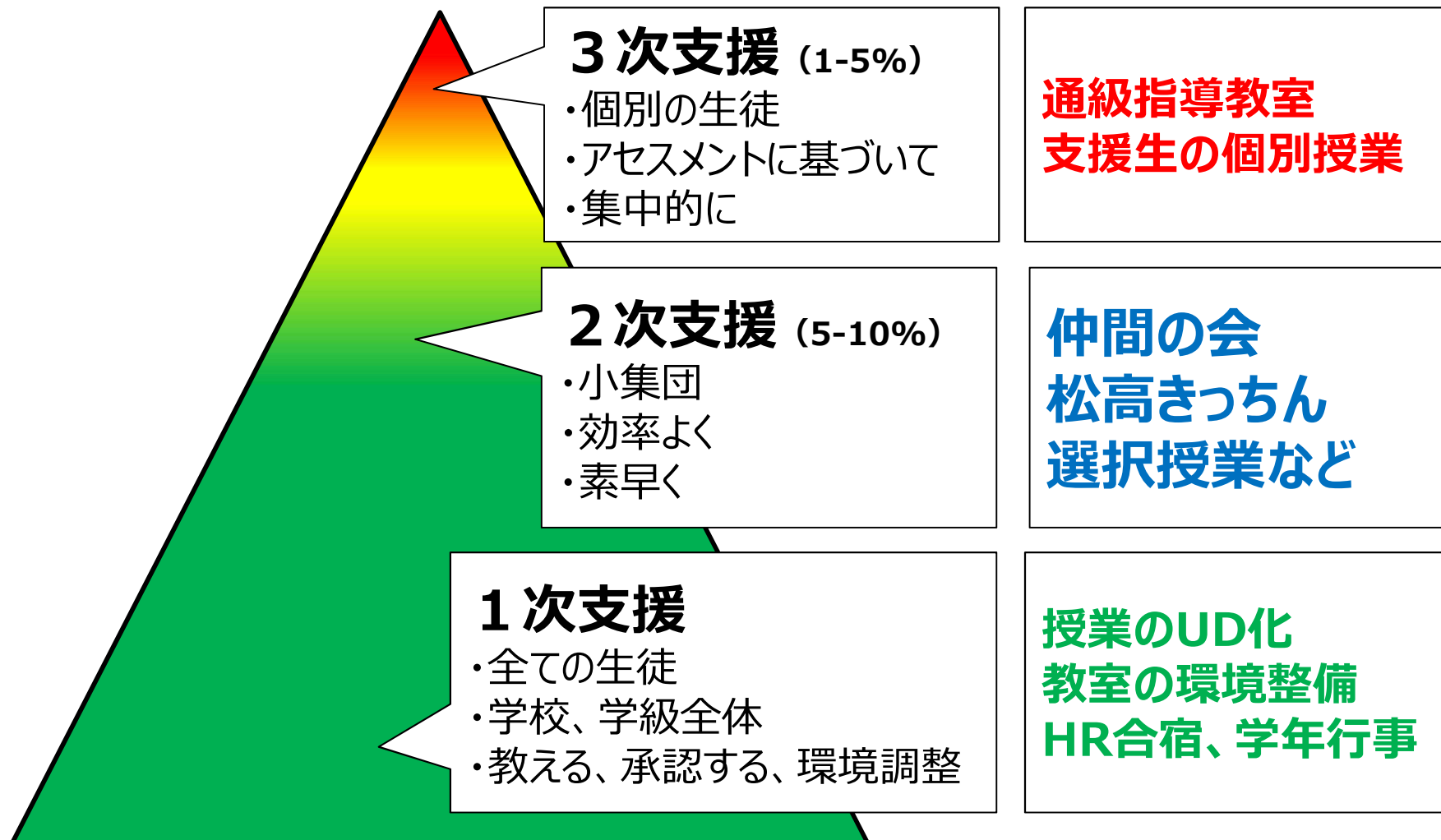
授業型と放課後型の2つの実施形態

- ① 自分で特性を理解し、困難や困りごとへの対処行動をとれるようにすること
- ② 通級で学んだスキルを発揮できる場を工夫する
- ③ クラスや自主活動等の小集団とつながること

通級指導教室での生徒の変容

2年間学び退級した生徒	1年間入級した生徒
<ul style="list-style-type: none">・PCや音声アプリなどのツールを活用し、内容を整理して論文を作成できた。・困りごとへ自分の取りやすい解決方法が明確になった。・しんどくなったら「こんなことに困っているのだから具体的にこうしてほしい」と言えるようになった。	<ul style="list-style-type: none">・連絡ファイルを活用し、予定の把握や持ち物の管理ができるようになってきた。・行事の振り返りを重ね、安心して思いを教員へ伝えられるようになった。・次第に、級友にも自分の思いを伝えられるようになった。・困っても落ち着いて相手に聞けるようになった。

トータルな支援のあり方



個別支援の成果を発揮する場合は、所属クラスや学年

6. まとめーインクルーシブな学校の可能性

①障がいや特性に応じた支援は全体の中で生かされる(般化)

⇒全体でお互いを認め合う関係づくり(関係性の1次支援)

⇒小集団での信頼、居場所づくり(関係性の2次支援)

②障がいのある生徒への支援は学びのUD化をはじめ、すべての生徒の学習保障につながる(学習の1次支援)

③「多様性を認める」はこれからの大切な資質能力

「丁寧な支援から学校が変わる」「すべての生徒を育てる」

⇒府立高校の大切なミッションに

① 3年間を通じた関係づくり



クラス学年・一次支援

1年次ホームルーム合宿(エンカウンターグループ)



体育祭



小集団・二次支援

松高きっちゃん(高校生による子ども食堂)

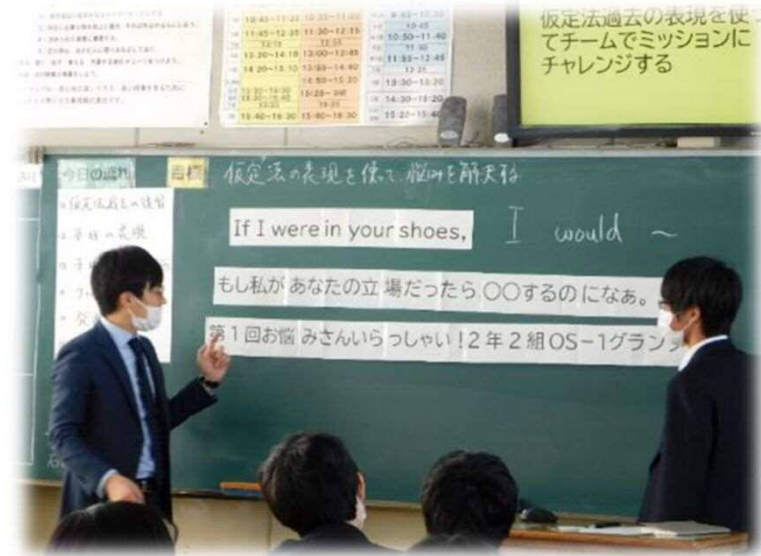


仲間の会

②授業のUD化

授業の目標と流れを視覚化

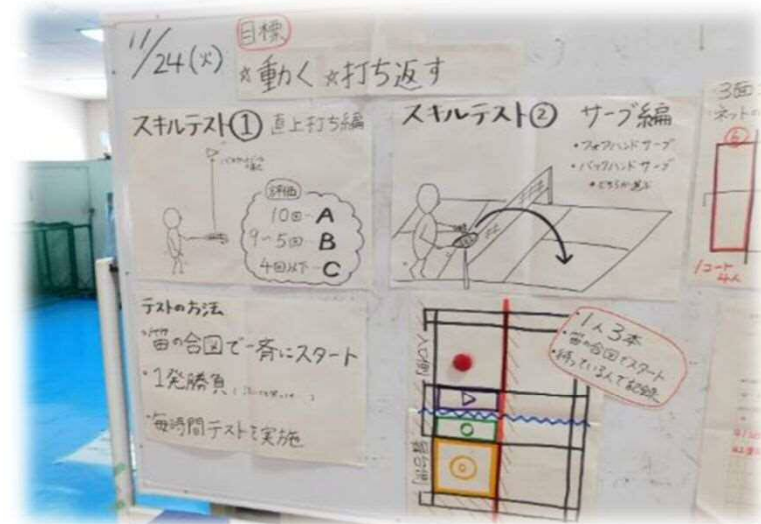
- ・学習者が時間と内容の経過を理解することで集中を促す
- ・授業者がその授業のねらいを明確にして授業設計し、構造化をすすめる



本時のねらいと英語のフレーズを視覚化



本時のねらい 『こころ』の関係図



本時のねらい 体育実技テストを図示

③多様性を大切にする学び



<p>BODY SHAME (外見で見下す) とは</p>	<p>スリランカ スタディツアー と気候変動</p>
<p>BLACK LIVES MATTER とは</p>	<p>1月本校 課題研究 発表大会</p>

「小中学校の状況と府立高校への期待」

太子町教育委員会
教育長 勝良 憲治



大阪府学校教育審議会
2021. 2. 9

1. 「はじめに」

- これまでの中学校の進路指導と近年の現状

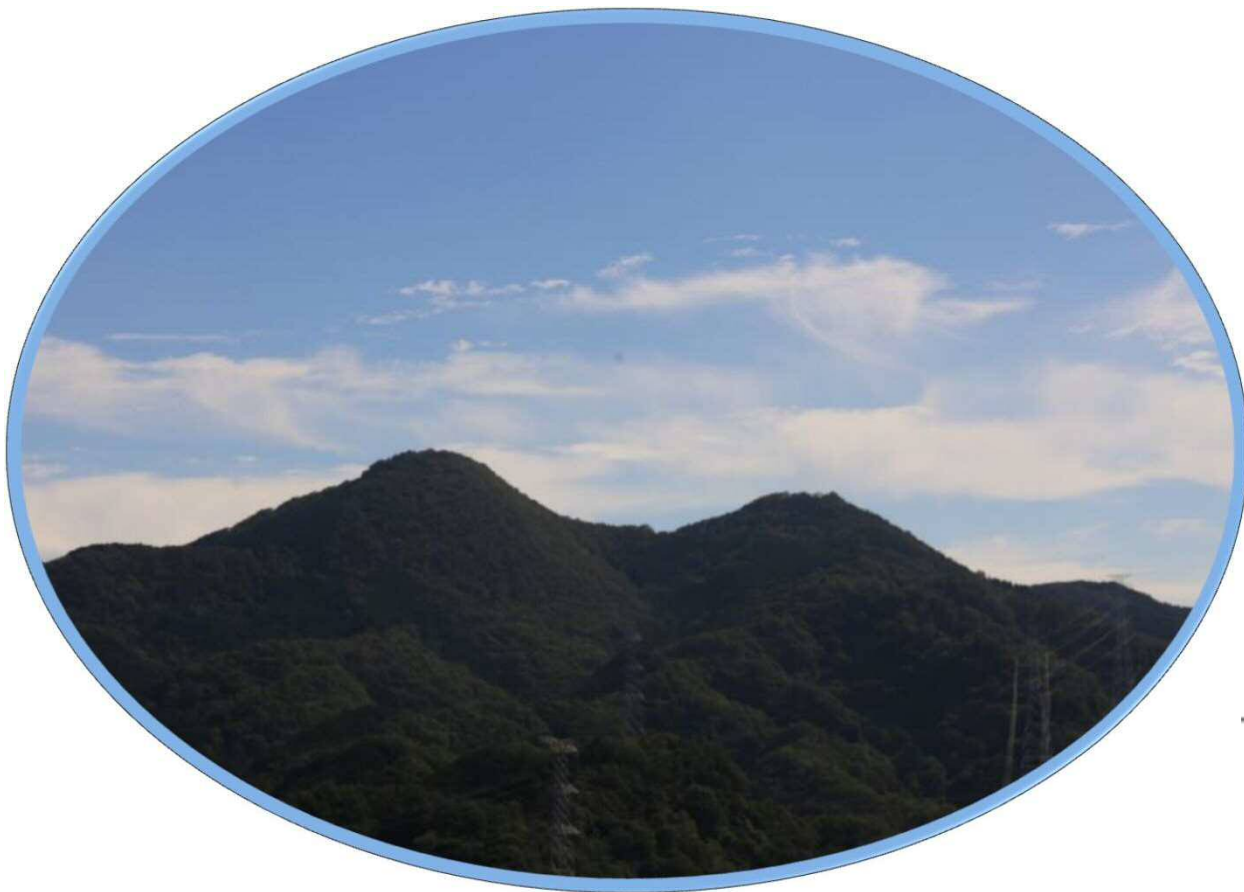


2. 「府立高校へ期待する役割」

- 1) 地域のセーフティネットとして
- 2) 配慮の必要な生徒へのサポート
- 3) 魅力ある高校教育
- 4) 社会のニーズへの対応



3.おわりに



【第2部】

1. 第31回大阪府学校教育審議会における主な意見

1. 第31回大阪府学校教育審議会における主な意見

項目	主な意見
全体	<ul style="list-style-type: none">◆ 教育、福祉、生徒を働き手として受け入れる社会を考えた時に、より望ましいところでどのような施策を打つか、一番多くを満たせるターゲットをどう置か、そこから外れてしまう場合にどう対応をしていくかを考えていくことが重要。◆ 学校単体の好事例を組み合わせるとこういう生徒に対応できるという形で、偏差値とは違う括りで学校をグループ化し、生徒に最適な教育を考えるためのカテゴライズをどのように設定していくのがポイント。
多様な生徒の就学機会の保障	<ul style="list-style-type: none">◆ 義務教育の間に必要な支援を受けられていないため、高校において公平に教育を受けることが困難な子どもが一定数存在していることも課題。（貧困、児童虐待、ネグレクト等）◆ 遠くの高校に通うことが経済的に負担であったり、一人で電車で通うことが困難な生徒がおり、高校への物理的なアクセスが課題。◆ 福祉制度や家庭生活をサポートしてくれるサービスに関する情報にアクセスできていない生徒や保護者が多く、高校生活を見通すことが困難、地域資源や相談先にアクセスできないなど、情報へのアクセスが課題。◆ サポートがあれば高校を選択したいが、高校で十分な支援が受けられないため、支援学校を選択する生徒もおり、検討が必要。◆ 工科高校から大学進学を見据えたコースのあることなど、多様な進路選択のできることを小学校段階から保護者への効果的な発信やアプローチを行うことが必要。

1. 第31回大阪府学校教育審議会における主な意見

項目	主な意見
多様な生徒への学びのサポート等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 参政権が20歳から18歳になり、成年年齢も間もなく18歳に引き下げられ、高校卒業段階で大人として社会での役割が求められる一方で、国の会議でも学習意欲の低い生徒が多いことが課題となっており、どのような教育をしていくか議論することが必要。 ◆ コロナによる学校の臨時休業で、学校の福祉的機能や居場所としての役割も再認識されていることを押さえておくべき。 ◆ 高校に入学後、小中学校の段階で、本来必要であったにもかかわらず、福祉サービス等の支援とつながっていないことがわかるケースがある。この場合、高校在籍中に居住している自治体とつながり、社会に出て生活するための基盤をつくる必要がある。 ◆ 高校入学時点で早めにサポートをするために、高校生活支援カードを活用し、何かある前からつながる予防的取り組みが必要。また、中学段階では受けられていた地域資源の支援が高校に入学するととぎれてしまっている。支援の継続を支えるためのつなぐ専門家が高校にも必要。 ◆ 支援の必要な生徒が居住する市区町村と府立高校との連携が必要。 ◆ 「ともに学び、ともに育つ」という考え方は、障がいのある子どもだけでなく、配慮を必要とするすべての子ども、多様なこどもに概念を拡大することが必要。 ◆ 多様な生徒への個別最適化の学びを実現するため、仕組みと制度の構築が必要。 ◆ 増加し続ける知的障がいのある子どもと教育ニーズに真に対応していくには、さらなるインクルーシブ教育の実現を図らなければならない。支援学校の持つ専門性を高校にも広げていく必要がある。 ◆ 高校の専門性向上のためには、支援学校のセンター的機能の発揮が必要。 ◆ 自立支援推進校については拡充、共生推進校についてはこれまでの取組を継承して発展させる必要がある。学力に関係なく、発達障がい等のある生徒は在籍していると考えられ、通級指導教室はすべての高校に設置すべき。 ◆ 他の自治体では支援学校に本籍を置き、小中学校に副籍を置いて交流・共同学習に取り組んでいるところもある。すべての生徒の学籍を支援学校ではない学校において、支援学校に副籍を置くといったようなことが、将来であっても実現できればと考えている。 ◆ 障がいのある生徒について、インターンシップ等にもっとしっかり取り組むことで、生徒の安心感につながるのではないかと。

1. 第31回大阪府学校教育審議会の主な意見

項目	主な意見
普通科のあり方	<ul style="list-style-type: none">◆ ボリュームゾーンの生徒に対する教育のあり方を今一度考え直してみることも一つの観点であり、国でも普通科教育の在り方として、学際科学的な学びや地域社会が抱える課題の解決に向けた学びなどが議論されている。後者は地方創生にも関わる観点。◆ 普通科に通う生徒の層が多様化しており、学科だけでは捉えられなくなっていると思う。普通科の層のダイバーシティをどのようにとらえていくかが重要。◆ グローバルリーダーズハイスクールは知名度があるが、その次に続く高校の名前は思い浮かばない。地域の国立大学や難関私立大学などをめざす高校のブランディングも大切。◆ 普通科高校にフォーカスすべきである。従前の教育における「こうあるべき」という考え方を崩していくことも必要。◆ 学ぶことの意義は何のためにあるのか、生徒にも教員にも分かりにくくなっている。◆ 総合学科だけでなく、普通科でも個別最適化、探究活動、キャリア教育に力を入れるべき◆ 高校がどう生き残っていくか。市場競争の中での4つの生き残り方として、トップブランド、チャレンジャー、ニッチャーがあり、チャレンジャーとニッチャーの間の「フォロワー」とも言える普通科をどう支援するかが重要。チャレンジャーになるのか、ニッチャーに向かうのか。◆ ボリュームゾーンの普通科高校が、3年連続定員割れのルールもあるが、危機感を持って対応できるようにすることが重要。

1. 第31回大阪府学校教育審議会の主な意見

項目	主な意見
ICTの活用	<ul style="list-style-type: none">◆ 公平性と卓越性を高い水準で両立するため、ICTをはじめとしたデジタル技術のさらなる活用によって、その可能性も広がるのではないか。◆ ICTの活用など幅広く展開するうちに、それぞれの学校でSTEAM教育のあり方も変わってくる。進学先とか結果だけを見るのではなく、学ぶ過程を含めて制度設計や仕組みをすることで豊かな教育が実現できるのではないか。
進路実現	<ul style="list-style-type: none">◆ 個々の力を最大限発揮できるよう、就業に結びつく教育が必要。学んだから働ける、ではなく、自分の力を最大限発揮できることが見えていて、そこに向かう教育が必要。◆ 大阪は中小企業に支えられた街でもある。大阪で生きる、大阪を引っ張る生徒をいかに育てるかが重要。◆ 障がいのある生徒は中学校卒業後、高校籍と支援籍に進路が分かれるが、就労のことを考えれば、高校卒と支援学校卒との違いは大きいのが現実であり検討が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none">◆ SSHをはじめ、高校では高度な教育が求められており、高校の教員の専門性を高めるための教員の力量を形成する時間や制度等を考えることも必要◆ 新学習指導要領の対応について、学校内でのビジョンの共有が必要。◆ 教員が自立性を持ちながらも、組織の営みに参画できるような条件整備を行うことが設置者として重要（スクールポリシー策定への参画、働き方改革）。

1. 第31回大阪府学校教育審議会の主な意見

【参考資料】「卓越性」と「公平性」

大阪府教育振興基本計画審議会 府立高等学校の将来像検討専門部会報告(H24.12)抜粋

■ 府立高校の将来像を考える際の基本的な視点

これまで府教育委員会は、「卓越性」と「公平性」を高水準で両立し、府立高校全体の教育の質の向上をめざしてきた。また「多様性の尊重」は、これまで大阪の教育が大切にしてきたことであり、全国に先んじた取組みを進めてきた。今後も、「卓越性を活かす教育」「公平性を備える教育」「多様性を尊重する教育」という3つのキーワードを基本的な視点とし、これまでの強みを活かしながら、さらなる発展をめざすべきである。

「卓越性」には、「グローバル社会で活躍できる人材などリーダー層の生徒の能力をさらに伸ばす」という意味と、「すべての生徒の持つ能力を最大限に伸ばしていく」というふたつの意味がある。「公平性」についても、「生徒が置かれている経済的状況にかかわらず、高校教育の機会を保障する」という意味と、「府立高校全体の教育達成度を引き上げる」というふたつの意味がある。府立高校全体においても、また、個々の学校の中でも、それぞれに「卓越性」と「公平性」の両立を追求すべきである。そして、「多様性」は、共に生きる「共生」の考え方のもと、互いの違いを認め合い、生徒一人ひとりが尊重される教育を大切にしていこうという意味である。

つまり、「卓越性」「公平性」「多様性」という理念を具現化するということは、

- * どのような学力の生徒にも、どのような経済的状況にある生徒にも、その生徒のニーズに的確に応える選択肢を用意すること
- * すべての生徒の能力を十分に伸ばすこと
- * 義務と責任を果たす市民として育成し、社会に送り出すことを実現するということである。

【第2部】

2. 第1部を受けての審議

2. 第1部を受けての審議（参考）

■ 大阪府立高等学校における知的障がい自立支援コース、共生推進教室

知的障がい生徒自立支援コース設置校・共生推進教室設置校

知的障がい生徒自立支援コース（令和3年度）

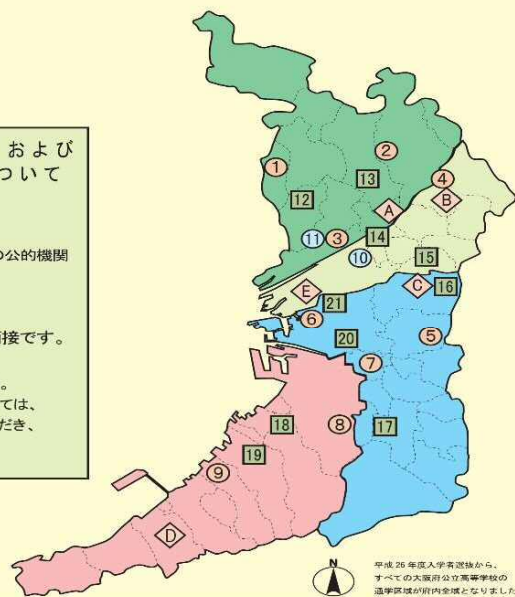
図の番号	設置校（府立高校9校）	校名	電話番号	学科
①	府立園芸高等学校	〔池田市〕TEL 072-761-8930		*フツフツカリ用 特殊化粧科 ハイテクイロコ
②	府立阿武野高等学校	〔高槻市〕TEL 072-893-4670		普通科
③	府立柴島高等学校	〔東淀川区〕TEL 06-6323-8351		総合学科
④	府立枚方なぎさ高等学校	〔枚方市〕TEL 072-847-1001		総合学科
⑤	府立八尾翠翔高等学校	〔八尾市〕TEL 072-943-8107		普通科
⑥	府立西成高等学校	〔西成区〕TEL 06-6582-5751		総合学科 （キャリアデザインコース）
⑦	府立松原高等学校	〔松原市〕TEL 072-334-8008		総合学科
⑧	府立堺東高等学校	〔堺市〕TEL 072-291-5510		総合学科
⑨	府立貝塚高等学校	〔貝塚市〕TEL 072-423-1401		総合学科

設置校（大阪市立高校2校）			
図の番号	校名	電話番号	学科
⑩	大阪市立桜宮高等学校	〔都島区〕TEL 06-6921-5231	普通科
⑪	大阪市立東淀工業高等学校	〔淀川区〕TEL 06-6302-1035	*機械工学科 電気工学科 造形工学科

*は総合専修

共生推進教室（令和3年度）

図の番号	設置校（府立高校10校）	校名	電話番号	学科	図の記号	本校（府立高等支援学校5校）	校名	電話番号
12	府立千里青雲高等学校	〔豊中市〕TEL 06-6831-3045	総合学科	◇A	府立とりかい高等支援学校	〔摂津市〕TEL 072-654-9235		
13	府立北摂つばさ高等学校	〔茨木市〕TEL 072-633-2000	普通科		府立むら高等支援学校	〔枚方市〕TEL 072-805-2327		
14	府立戸間高等学校	〔守口市〕TEL 06-6993-7887	総合学科	◇B	府立たまたがわ高等支援学校	〔東大阪市〕TEL 072-961-4730		
15	府立緑風冠高等学校	〔大東市〕TEL 072-871-5473	普通科		府立すながわ高等支援学校	〔泉南市〕TEL 072-485-3810		
16	府立枚岡樟風高等学校	〔東大阪市〕TEL 072-982-5437	総合学科	◇C	府立なわ高等支援学校	〔浪速区〕TEL 06-6561-7361		
17	府立金剛高等学校	〔富田林市〕TEL 0721-28-3811	普通科		府立なわ高等支援学校	〔浪速区〕TEL 06-6561-7361		
18	府立信太高等学校	〔和泉市〕TEL 0725-23-3631	普通科	◇D				
19	府立久米田高等学校	〔岸和田市〕TEL 072-443-6631	普通科					
20	府立東住吉高等学校	〔平野区〕TEL 06-6702-3838	普通科 芸術文化科	◇E				
21	府立今宮高等学校	〔浪速区〕TEL 06-6641-2612	総合学科					



平成26年度入学者選抜から、すべての大阪府立高等学校の選考領域が府内全域となりました。

「知的障がい生徒自立支援コース」および「共生推進教室」の入学者選抜について

○応募資格は以下のとおりです。

- 大阪府内の中学校等を卒業見込みの者
- 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- 自主的な通学が可能である者

○入学者の選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接です。

- *自己申告書を面接の参考資料とします。
- *上記については令和3年度入学者選抜の内容です。
- *応募資格や募集人数など、選抜に関わる内容については、選抜が実施される年度の実施要項等を参照していただき、中学校等によくご相談ください。

公立高等学校入学者選抜における受験上の配慮について

入学者の選抜で、学力検査を資料とする場合、点字による受験、拡大した問題用紙による受験など様々な受験上の配慮があります。詳細については、学校の先生を通じてお問い合わせください。



大阪府 教育庁教育振興室支援教育課
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 TEL 06(6944)6890
ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/index.html>

令和2年10月改訂



高等学校における ともに学び、ともに育つ 教育の推進

大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進めています。府立高等学校においても、修学上の配慮を要する多くの生徒が学んでいます。

本リーフレットは、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ取組みである「知的障がい生徒自立支援コース」と「共生推進教室」の学校生活のようすを紹介しています。

知的障がい生徒自立支援コース

高等学校のカリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒がいきいきと学び、障がいのあるなしに関わらず、ともに高校生活を送り、交友を深めていくことをめざしています。

体育祭で
クラスの員として
競技を頑張りました。



共生推進教室

職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携協力のもと、高等支援学校の生徒が、高等学校の生徒とともに学び、交友を深めていくことをめざしています。

設置校の
クラブの仲間とともに
成果を披露しました。



2. 第1部を受けての審議（参考）

■ 大阪府立高等学校における知的障がい自立支援コース、共生推進教室

授業に部活動にいきいきと高校生活を送っています。

知的障がい生徒自立支援コース

- クラスの所属について
コースを設置している高等学校のクラスの所属になります。
- 学習評価について
生徒の障がいの状況に応じて、各教科・科目の学習目標を設定し、学習目標の達成のようすを基準に評価（個人内評価）します。
- 卒業証書
高等学校の卒業証書が授与されます。

授業の実施方法（知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室とも同じ形態となります。）

生徒・保護者のニーズをふまえ、生徒の状況に応じて、それぞれの形態を組み合わせせて授業をおこなっています。

1. クラスでの授業（付き添いの教員等がない）
2. クラスでの授業（付き添いの教員等がいる）
3. 小集団授業
（知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の生徒がそれぞれ集まって行う授業）
4. 個別の授業



小集団授業の様子

共生推進教室

- クラスの所属について
共生推進教室の所属になります。また、共生推進教室を設置した高等学校のクラスにも位置づけられます。
- 学習評価について
生徒の障がいの状況に応じて、各教科・科目の学習目標を設定し、学習目標の達成のようすを基準に評価（個人内評価）します。

- 卒業証書
職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の卒業証書が授与されます。なお、共生推進教室を設置した府立高等学校からは、ともに学んだことを示す証書が発行されます。
*就学奨励費の制度があります。

高校生活の様子を紹介

体育の授業



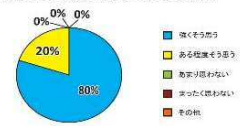
クラスでの授業

友達と遠足に行きました



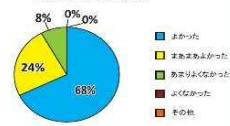
令和元年度 卒業時アンケート

この学校で学んだことは子どもにとってよかったと思うか



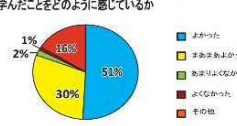
自立支援コース・共生推進教室在籍生徒の保護者

高校生活はどうであったか



自立支援コース・共生推進教室の在籍生徒

自立支援コース・共生推進教室が設置されている学校で学んだことをどのように感じているか



自立支援コース・共生推進教室設置校の同級生



吹奏楽部の発表会



ソフトボールの試合に出場



ともに学ぶ仲間の歓迎会を行いました



みんなでボランティア活動に参加しました



職場体験実習に参加しました

共生推進教室の特色

就労支援の取組みの充実について

販売実習の様子



清掃実習の様子

共生推進教室の生徒は、本校である高等支援学校で、週に1回程度、職業に関する専門教科を学んでいます

知的障がいのある生徒たちは、障がいのない生徒との学びや交流を通して、自立心や社会性等、集団の中で生活する力をつけています。
周囲の生徒たちは、知的障がいのある生徒とともに学ぶことを自然にとらえ、お互いを尊重し、支え合う姿勢を育てています。

2. 第1部を受けての審議（参考）

■ 大阪府立高等学校における通級による指導（通級指導教室）

大阪府 文部科学省委託 平成30年度発達障害に関する教職員の理解啓発・専門性向上事業（発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業）

大阪府立高等学校における通級による指導

大阪府立高等学校では、以下の4校に「通級指導教室」を設置しています。



大阪府立高等学校における通級による指導は、当面の間、発達障がいや、その特性のある生徒を対象とし、自校通級を基本としています。

「通級による指導」って？

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態を言います。

「通級による指導」ではどんなことをするの？

障がいの特性による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために、支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導を行うとされています。

大阪府教育庁

省令等の改正により、平成30年度から高等学校等においても特別の教育課程を編成して、通級による指導を行うことができるようになりました。

①省令（学校教育法施行規則）の改正

- 高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者^(*)を教育する場合、特別の教育課程によることができる。
- (*) 言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱

②告示の改正

- 障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。
- 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。

特別の教育課程とは

障がいの特性に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができます。また、これらの指導に係る修得単位数は、年間7単位まで卒業認定単位に含めることができます。

ただし、高等学校学習指導要領に規定する**必修教科・科目**、**総合的な学習の時間^(*)2)**及び**特別活動**、**専門教科におけるすべての生徒に履修させる専門教科・科目**及び**総合学科における「産業社会と人間」**については、**通級による指導と替えることはできません。**

(*)2) 新学習指導要領では「総合的な探究の時間」

●加える場合の例（授業時数が増加）

放課後等、授業のない時間帯に実施

各学科に共通する必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習の時間 ^(*)2) (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障がい特性に応じた特別の指導 (年間7単位まで)	特別活動
↓授業時数が増加				

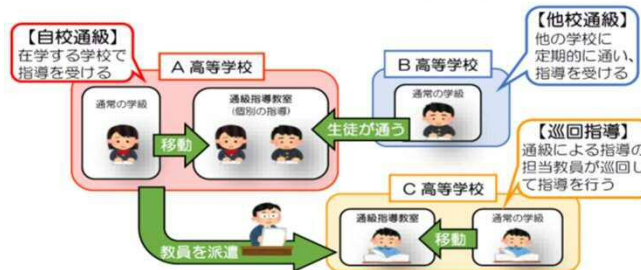
●替える場合の例（授業時数が増加しない）

選択教科・科目等の授業に替えて実施

各学科に共通する必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習の時間 ^(*)2) (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障がい特性に応じた特別の指導 (年間7単位まで)	特別活動
------------------------	----------------------------------	----------------	--------------------------	------

通級による指導の実施形態

通級による指導の実施形態は「**自校通級**」、「**他校通級**」、「**巡回指導**」が考えられます。^(*)3)
いずれの実施形態の場合も、**生徒が在籍する学校の校長**が特別の教育課程の編成や単位認定を行います。



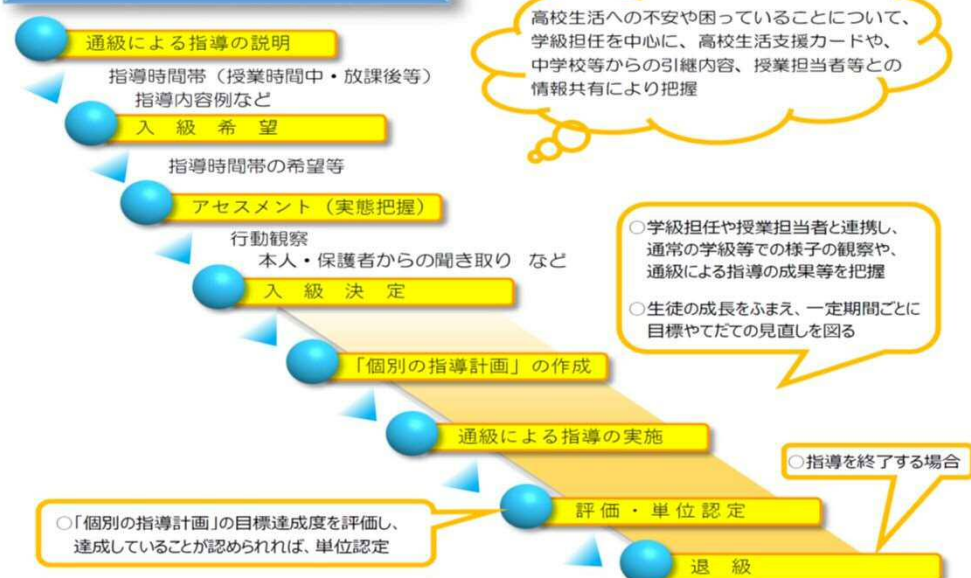
通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合は、在籍高校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換や、助言を行う等の連携・協力をします。

(*)3) 大阪府立高等学校では、当面の間、自校通級を基本としています

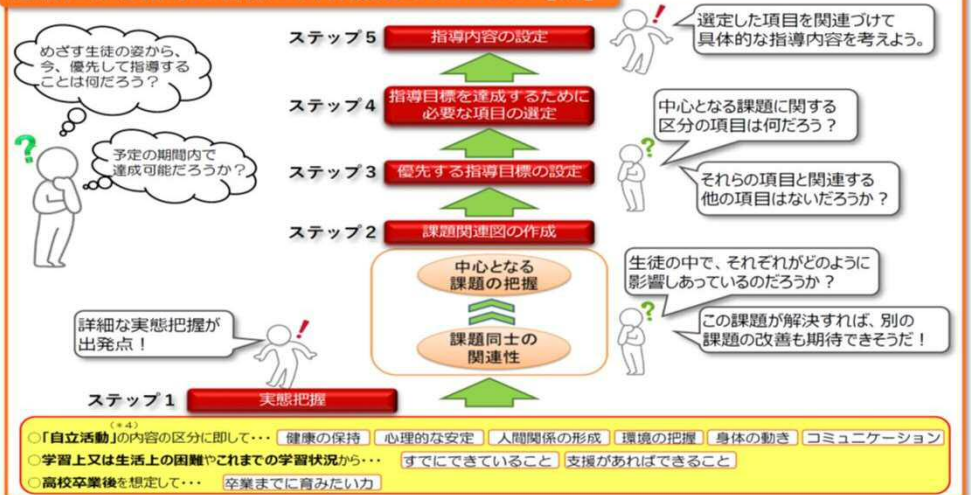
2. 第1部を受けての審議（参考）

■ 大阪府立高等学校における通級による指導（通級指導教室）

通級による指導の実施の流れ【例】



通級による指導の目標・内容設定のプロセス【例】



通級による指導に関するQ&A

- Q** どのような生徒が通級による指導の対象となりますか？
- A** 大阪府立高等学校における通級による指導は、当面の間、発達障がいや、その特性のある生徒を対象としています。本人・保護者の希望や、学校生活での実態把握をとおして、通級による指導の対象となるかを判断します。通級による指導のための入学者選抜はありません。また、中学校等での通級による指導の経験や、医療機関等の診断書の有無は問いません。
- Q** 通級指導教室が設置されていない高校では、通級による指導を受けることができますか？
- A** 大阪府立高等学校の通級による指導は、当面の間、自校通級を基本としています。設置校以外に在籍する障がいのある生徒については、支援学校のセンターの機能等を活用し、生徒の特性に応じて支援します。
- Q** 通級による指導では、どのような指導を受けられるのですか？
- A** 個々の生徒の実態に応じて指導目標や具体的な指導内容を定めた「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて「自立活動」に相当する指導を行います。「自立活動」は特別支援学校学習指導要領において定められている指導領域で、27項目の内容が、以下の6区分に分類・整理されています。これらの内容はそのすべてを取り扱うのではなく、一人ひとりの生徒の実態に応じて必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。
- 【特別支援学校学習指導要領における「自立活動」の6区分】
- | | | | | | |
|-------|--------|---------|-------|-------|-----------|
| 健康の保持 | 心理的な安定 | 人間関係の形成 | 環境の把握 | 身体の動き | コミュニケーション |
|-------|--------|---------|-------|-------|-----------|
- 事例1 行動の優先順位とスケジュール管理の意識づけ**
- | | |
|-----------|---|
| 自立活動の区分 | 健康の保持
心理的な安定 |
| どんな生徒？ | 予定や時間の管理がうまくできず、スケジュール過多となり、生活習慣が乱れたり、体調を崩したりする |
| どんな学習が必要？ | ・物事の優先順位を考える
・自分に合ったスケジュール管理の方法を知る |
| 具体的な学習内容例 | ・自分の1日の行動を可視化して、実現可能なスケジュールを立てられているかを考える
・スケジュール管理するための様々なツールを試し、自分に最適なものを探す |
- 事例2 困ったときに相手にヘルプメッセージを送る**
- | | |
|-----------|---|
| 自立活動の区分 | 健康の保持
人間関係の形成 |
| どんな生徒？ | 困ったことがあったときに、それを周りに伝えられず、一人で悩んで混乱し、感情のコントロールができなくなる |
| どんな学習が必要？ | ・自分が困ったときに、どうすれば落ち着いて行動することができるのかを知る
・他者にヘルプメッセージを伝える方法を考える |
| 具体的な学習内容例 | ・自分がどのような時に困るか、また、解決するためにはどうすればよいかについて、自分の気持ちを書き出す
・困ったときに相手に伝える方法や内容を考え、グループワーク等で実践する |
- Q** どのように単位が認定されるのですか？
- A** 各設置校において、「個別の指導計画」に定めた目標が達成できたと学校長が判断した場合に単位の認定を行います。

（※4）特別支援学校学習指導要領における指導領域

2. 第1部を受けての審議（参考）

【第33回会議（予定）】

多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について(1)

【第34回会議（予定）】

多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について(2)

その後、論点整理等を経て、高い公平性を実現する今後の府立高校のあり方等についてご審議いただき、中間報告をいただく予定。